

新型コロナウイルス感染症に係る PCR等検査の自家診療について

令和3年(1月1日～12月31日)までに実施した新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査の自家診療による保険請求については、行政検査を実施している本組合に加入する医療機関からの保険請求に限り認めてきましたが、新たな変異株の出現など未だ予断を許さない状況であることから、令和4年12月31日まで延長することといたしました。

請求方法など詳細につきましては、下記をご参照下さい。

【自家診療による保険請求の給付対象について】

千葉県と行政検査の委託契約を締結している、本組合に加入する医療機関からの新型コロナウイルス感染症に係る検査等費用。

【対象となるもの】公費対象となっている検査等の部分のみ請求可能です。

<PCR検査> SARS-CoV-2核酸検出と微生物学的検査判断料

<抗原検査> SARS-CoV-2抗原検出と免疫学的検査判断料

【対象期間】

〔令和3年1月1日～令和4年12月31日〕の間に検査等を実施した分が対象となります。

【請求上のご注意】

- 「公費番号28」の診療報酬明細書を作成し、千葉県国民健康保険団体連合会へご提出ください。
- 請求できるのは、公費対象となっている検査等の部分のみで、それ以外の請求があった場合は返戻となります。
- 新型コロナウイルス感染症の「治療」に係る自家診療による保険診療は、全て給付対象外です。
- 医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険の給付対象となります。労災が適用される可能性が高い場合は、労災手続きを優先してください。なお、労災保険の詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。